

日本司法支援センター 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		B	B	
評定に至った理由	項目別評定では、一部の項目にA又はC評定があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評定が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評定を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評定とした。			

2. 支援センター全体に対する評価	
支援センター全体の評価	<p>適切な情報提供の実施（項目2-6）については、アンケートによる利用者満足度調査において非常に高い満足度を得ているほか、災害や感染症の対応として迅速にホームページを更新して利用者に必要な情報を提供し、福祉機関との双方向の連携など情報提供業務の質の向上に向け、積極的に取り組んでいる。</p> <p>法教育事業（項目2-7）については、特に若年者層や高齢者層を対象として法教育企画を実施するとともに、一般市民向けの法教育企画では、達成目標の2倍近くの人数の参加を得ている。</p> <p>民事法律扶助業務の質の向上（項目2-8）については、司法アクセスの地域課題を分析・検討し、司法ソーシャルワークの効果的かつ持続的な実施体制を整備するとともに、外国人利用者のニーズに対応する取組を行い、また福祉機関等との連携を強化し、福祉機関等の指定相談場所を増加させるなど高齢者・障がい者等に対する法的支援を適切に実施している。</p> <p>適切な犯罪被害者支援・援助の実施（項目2-11）については、DV等被害者法律相談援助の適切な実施に向けた取組を進めたほか、犯罪被害者支援に精通した弁護士数や女性弁護士数を増加させるなど、犯罪被害者に対する法的支援体制の適切な整備を行っている。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目3-13）については、効率化係数が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行を達成している。</p> <p>民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4-18）については、多様な回収策を着実に実施し、前年度を上回る高い償還率を実現している。</p> <p>情報セキュリティ対策（項目5-22）については、インターネット環境と業務環境を分離するシステムを導入するなど情報セキュリティ対策を着実に実施している。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実（項目5-23）については、認知度の低い高齢者層・若年者層向けの動画配信等を行うなど相談等の利用促進を図るなど工夫を凝らしており、業務認知度等につき概ね前年度の水準を維持し、ホームページのページビュー数を前年度から14%以上も向上させている。</p> <p>その他の項目についても、新型コロナウイルス感染症の拡大や新システムの導入時における不具合等の困難な環境の中、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も続くと思われるため、特に関係機関との連携・法教育企画・司法過疎対策など、従来、面談・集合形式で行ってきたものについては、その取組の継続に向けた工夫に期待したい。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>(項目別評定で指摘した課題、改善事項)</p> <p>職員の採用及び配置等(項目1-2)については、ベテランの常勤弁護士が退職期を迎えた等の事情により事件処理件数が大きく減少しており、今後、常勤弁護士の継続的な勤務体制の構築や業務量の把握等による適切な業務実施に向けた分析・対応を行う必要がある。特に、常勤弁護士の業務量の把握や適切な業務実施の評価においては、事件処理件数に加えて、常勤弁護士に期待される司法アクセス障害の解消という役割の観点から、ケース会議への参加件数や地域戦略に基づく司法アクセス障害の解消に向けた取組等を考慮することも検討に値する。</p> <p>一般契約弁護士・司法書士の確保(項目1-3)については、契約弁護士等の数の増加が、登録弁護士等の数の増加に見合ったものとなるよう更なる取組に期待したい。</p> <p>事務所の存置等(項目1-4)については、昨年度末に八戸、松本等の事務所を閉鎖した一方、今年度に新規設置に至っていないことから考えると、総合法律支援の理念を後退させることのないよう、今後、新規の地域事務所、出張所の設置等に向けた真摯な取組が必要である。</p> <p>関係機関等との連携強化(項目1-5)については、業務の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等の事情により福祉機関等への業務説明の実施回数が大きく減少していることから、Web会議方式など新たな手段の活用を含めて検討すべきである。</p> <p>民事法律扶助業務(項目2-8)については、福祉機関等との連携を契機にした法律相談援助・特定援助対象者法律相談援助の潜在的なニーズは未だ大きいと史料されるため、その原因分析と検討等の必要がある。</p> <p>適切な(犯罪被害者)支援・援助の実施(項目2-11)については、児童虐待の被害者に対する更なる周知を図るため、今後も小中学校等における効果的な周知を進める必要がある。</p> <p>内部統制の確実な実施(項目5-21)については、会計監査人との連携を更に強化し、適切な監査体制を維持する必要がある。</p>
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。